

三重県建設工事執行規則の施行に 関し必要な書類の様式を定める要綱

三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号)の施行に関し、必要な書類の様式は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|--|---------------------|
| (1) | 建設工事請負契約書 | [第1号様式] |
| (1-1) | 建設工事請負変更契約書 | [第1号様式の1] |
| (1-2) | 建設工事請負契約書の条項 | [第1号様式の2] |
| (1-3) | 建設工事請負契約書・別紙・差替条項【特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合用】 | [第1号様式の3] |
| (2) | 設計業務等委託契約書 | [第2号様式] |
| (2-1) | 設計業務等委託変更契約書 | [第2号様式の1] |
| (2-2) | 設計業務等委託契約書の条項 | [第2号様式の2] |
| (2-3) | 維持業務委託契約書 | [第2号様式の3] |
| (2-4) | 維持業務委託変更契約書 | [第2号様式の4] |
| (2-5) | 維持業務委託契約書の条項(単価契約用) | [第2号様式の5] |
| (2-6) | 維持業務委託契約書の条項 | [第2号様式の6] |
| (2-7) | 維持業務委託契約書の条項 | [第2号様式の7] |
| (2-8) | 維持業務委託契約書の条項 | [第2号様式の8] |
| (3) | | [第3号様式] (様式削除) |
| (4) | | [第4号様式] (様式削除) |
| (5) | | [第5号様式] (様式削除) |
| (6) | 工程表 | [第6号様式] |
| (6-1) | 工程表 | [第6号様式の1] |
| (6-2) | 実施計画表 | [第6号様式の2(その1)(その2)] |
| (7) | 工事譲渡・承継承諾申出書 | [第7号様式] |
| (8) | 工事譲渡・承継承諾通知書 | [第8号様式] |
| (9) | 部分下請負通知書 | [第9号様式] |
| (10) | 監督員選任(変更)通知書 | [第10号様式] |
| (11) | 現場代理人等選任(変更)通知書 | [第11号様式] |
| (12) | 管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書 | [第12号様式] |
| (13) | 工事施工一時中止(再開)通知書 | [第13号様式] |
| (14) | 工事施工一時中止(再開)承諾書 | [第14号様式] |
| (15) | 工期延長願 | [第15号様式] |
| (16) | 工事延長通知書 | [第16号様式] |
| (17) | 不可抗力による損害通知書 | [第17号様式] |
| (18) | 損害調査結果通知書 | [第18号様式] |
| (19) | 工事完成報告書 | [第19号様式] |
| (20) | 委託業務完成認定書 | [第20号様式] |
| (21) | 委託業務補正命令書 | [第21号様式] |
| (22) | 委託業務完成報告書 | [第22号様式] |
| (22-2) | 維持業務実績報告書 | [第22号様式の2] |

(22-3) ()維持業務完了届	[第 22 号様式の 3]
(22-4) 道路等除草業務実施報告書	[第 22 号様式の 4]
(22-5) 道路等除草業務実施報告内訳表	[第 22 号様式の 5]
(23) 委託業務補正完了報告書	[第 23 号様式]
(24) 工事目的物引渡書	[第 24 号様式]
(25) 請負代金(部分金支払)請求書	[第 25 号様式]
(26) 前金支払請求書	[第 26 号様式]
(28) 指定部分完成報告書	[第 28 号様式]
(29) 指定部分引渡書	[第 29 号様式]
(30) 請負代金代理受領承諾願	[第 30 号様式]
(31) 請負代金代理受領委任状	[第 31 号様式]
(32) 代替履行請求書兼債権譲渡承諾書	[第 32 号様式]
(32-2) 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書	[第 32 号様式の 2]
(32-3) 代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書	[第 32 号様式の 3]
(33) 代替履行承諾書	[第 33 号様式]
(34) 代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書	[第 34 号様式]
(35) 請負契約解除通知書	[第 35 号様式]
(36) 協議書	[第 36 号様式]
(36-2) 同意書	[第 36 号様式の 2]
(37) 通知書	[第 37 号様式]
(38) ()維持業務指示書	[第 38 号様式]
(39) 中間前払金認定請求書	[第 39 号様式]
(40) 中間前払金認定調書	[第 40 号様式]
(41) 是正等の措置請求書	[第 41 号様式]
(41-2) 是正等の措置結果書	[第 41 号様式 2]

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 第一号様式別添条項第 21 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに第 25 条第 4 項の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用するものとする。
ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 6 日から施行する。
ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成11年8月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年11月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年7月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年8月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成18年2月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年12月15日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。